

対象年度		平成31年度		総合計画実施計画策定及び行政評価シート									
事務事業名		児童扶養手当支給事業						予算事業名		児童扶養手当支給費			
予 算 科 目	会計	01	款	項	目	事業	要求区分	根拠法令	児童扶養手当法				
			03	02	03	1101	経常経費						
総合計画体系	1ともに支えあい，安心して暮らせる社会福祉の充実(保健・福祉)						事業の区分	主要事業					
	1-6安定した生活を送れる社会福祉の充実（低所得者福祉・母子・												
	②母子・父子福祉の充実						担当課係等	子ども福祉課					
1生活の安定と自立の促進						子育て支援係							
事業期間		継続（昭和37年度～平成32年度）											
【めざす姿（意図・どのような状態になるのか）】							【事業開始のきっかけや他市の状況など】						
母子家庭，父子家庭又は両親のいない家庭の経済的安定を図ることで，当該家庭の児童が健全に育成されることを目指す。													
【手段（事業内容・どのようなことを行うのか）】							【対象（だれに対して・何に対して行うのか）】						
・認定請求を受理，審査後児童扶養手当を支給する。							母子家庭の母，父子家庭の父又は両親のいない家庭で児童を養育している者で，支給要件・所得制限限度額に該当する者						
・資格の取得・喪失，現況調査，各種変更等の処理を行う 手当額： 【全部支給】 42,500円，2子加算10,040円，3子以降加算6,020円 【一部支給】 42,490円～10,030円，2子10,030円～5,020円，3子以降6,010円～3,010円							【事業をとりまく環境の変化】						
【平成31年度 事業内容】				【平成32年度 事業内容】				【平成33年度 事業内容】					
・現況届8月受理（認定請求を受理） ・審査後児童扶養手当を支給する。				・現況届8月受理（認定請求を受理） ・審査後児童扶養手当を支給する。				・現況届8月受理（認定請求を受理） ・審査後児童扶養手当を支給する。 支給回数2か月毎（奇数月）に支給					
・31年度11月分より支給回数を4ヶ月毎から2ヶ月毎に変更して支給する。 ・資格の取得・喪失，現況調査，各種変更等の処理を行う。				支給回数2ヶ月毎（奇数月）に支給 ・資格の取得・喪失，現況調査，各種変更等の処理を行う。				・資格の取得・喪失，現況調査，各種変更等の処理を行う。					
■事業費													
			H29年度		H30年度								
財 源 内 訳	国	庫	支	出	金	72,207	70,369						
	県		支	出	金	0	0						
	地		方		債	0	0						
	そ		の		他	0	0						
	一		般	財	源	144,529	140,739						
歳入計（千円）			216,736		211,108								
歳 出 内 訳	節（番号＋名称）		金額（千円）		金額（千円）								
	20 扶助費		216,736		211,108								
歳出計（千円）（A）			216,736		211,108								
伸び率（％）					-2.59								
備考	総合計画 67ページ 予算書 88ページ												

平成29年度行政評価シート

■指標

種類	指 標 名	単 位		H29年度	H30年度	H31年度
活動 指標	児童扶養手当支給人数	人	目標	420.00	509.00	509.00
			実績	426.00	0.00	0.00
			目標	0.00	0.00	0.00
			実績	0.00	0.00	0.00
成果 指標			目標	0.00	0.00	0.00
			実績	0.00	0.00	0.00
			目標	0.00	0.00	0.00
			実績	0.00	0.00	0.00

■事業評価

必要性	事業の必要性	A 必要性は高い	母子家庭・父子家庭等の子どもが育成される家庭の生活の安定と自立の促進を促している。
妥当性	実施主体の妥当性	A 妥当である	行政以外には実施できない事業。
	手段の妥当性	A 妥当である	法令の定めにより、児童扶養手当法に基づき、市の事務事業として支給している。
効率性	コストの効率性・人員効率	A 改善の余地はない	ひとり親家庭が年々増加傾向にあり、生活の安定と自立促進を願って支給しているが、不正受給のおそれもある。
公平性	受益者の偏り	A 偏りは見られない	申請に来なければ受給することができない。
有効性	成果向上の余地	A 上がっている	手当を支給し、ひとり親家庭等の生活の安定と自立促進が図られる。
進捗度	事業の進捗	A 順調である	
総合評価 上記評価を踏まえて事業全体について評価し、問題点・課題等を指摘してください			
法定受託事務であり、児童扶養手当法に基づき正確な事務執行を実施する。			
対応策提言等 この事業を今後どのように改善・改革をしていきますか			
国の動向を確認しながら継続して実施する。			

■方向性

1 次評価（1 次評価者として判断した今後の事務事業の方向性（改革・改善策）） ☐ 拡充（人・モノ・カネ等の拡充） ☐ 改善改革しながら継続 ☒ 現状のまま継続（改善・改革なし） ☐ 統合・新規事業への展開 ☐ 縮小 ☐ 休止 ☐ 廃止・終了 ☐ 予定どおりの要求 ☐ 一部改善の上要求 ☐ 今回は見送り ☐ その他の処置 改革・改善の具体的内容（改革案・実行計画） 法定受託事務であり、適正な制度運用に努める。
2 次評価（2 次評価者として判断した今後の事務事業の方向性（改革・改善策）） ☐ 拡充（人・モノ・カネ等の拡充） ☐ 改善改革しながら継続 ☐ 現状のまま継続（改善・改革なし） ☐ 統合・新規事業への展開 ☐ 縮小 ☐ 休止 ☐ 廃止・終了 ☐ 予定どおりの要求 ☐ 一部改善の上要求 ☐ 今回は見送り ☐ その他の処置 企画調整会議の意見・考え方（1 次評価者と同じ場合も記入） 上記評価のとおり。